

発行 税理士法人 KJ グループ

〒536-0006 大阪市城東区野江 4 丁目 11 番 6 号

TEL : (06) 6930-6388

FAX : (06) 6930-6389

## 倒産の高リスク企業は約12万7,000社 飲食業では約4割が倒産危機に直面

帝国データバンクはこのほど、『全国企業「倒産リスク」分析調査（2024年）』の調査結果をまとめ、公表した。本調査は、企業が1年以内に倒産する確率を10段階のグレードで表す指標「倒産予測値」をもとに、特にリスクが高い企業（グレード8～10）を「高リスク企業」ととらえ、分析を行ったもの。

調査結果によると、倒産予測値の算出対象となっている国内企業147万社のうち、2024年12月時点における高リスク企業は全体の8.6%にあたる12万6,960社で、前年の12万7,280社から320社減少した。

業種別に見ると、「建設業」が2万8,817社で最も多く、前年より4,445社増加している。その後は「製造業」が2万8,571社（前年比3,303社増）、「小売業」が2万6,464社（同2,197社減）、「卸売業」が2万666社（同716社限）と続いている。

業種中分類別に見ると、「職別工事業」が1万4,301社と最も多く、「運輸業」が1万1,828社で2番目に多かった。一方で高リスク企業の“割合”に注目すると、最も高かったのは飲食店で44.4%、続く飲食料品小売業も39.8%と高い数値を記録している。飲食業界全体のおよそ4割を高リスク企業が占める結果となっており、新型コロナ禍以降も依然として厳しい経営環境に置かれていることがわかる。

## 国外財産は6兆4,897億円で過去最高 国外財産調書の提出件数は13,243件

国外財産調書とは、その年の12月31日時点で個人が所有する国外財産の合計額が5,000万円を超える場合、翌年6月30日までに国外財産の種類、価額等を記載して税務署長に提出する法定調書。「内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」、いわゆる「国外送金法」において、国が「納税義務者の外国為替その他の対外取引並びに財産及び債務」などを把握する手段の一つとして提出が義務付けられている。

国税庁はこのほど、令和5年分（令和5年12月31日時点）の国外財産調書の提出状況を公表した。これによると、国外財産調書の総提出件数は13,243件で、総財産額6兆4,897億円。いずれも前年（12,494件、5兆7,222億円）を上回っており、平成26年に制度が創設されて以降、過去最高を記録。株価の上昇や円安の影響によるものと見られている。

財産の内訳は、有価証券が4兆905億円（構成費63.0%）と圧倒的に多く、以下は預貯金8,479億円（同13.1%）、建物5,064億円（同7.8%）、貸付金1,835億円（同2.8%）、土地1,620億円（同2.5%）と続いている。

国税庁は「国外財産調書の適正な提出を確保することを通じて国外財産に係る課税の適正化に一層努めていく」としている。